

奈良県告示第三百八十八号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十九号）第三条第五項において準用する同条第一項の規定により、指定した土地の区域を次のとおり変更した。

なお、関係書類を、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課及び当該市町村の区域を所管する土木事務所並びに当該市町村の関係課において縦覧に供する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

市町村	土地の区域
大和高田市	大字藤森の一部、大字勝目の一部、大字出の一部、大字大谷の一部、大字西坊城の一部、大字吉井の一部、大字根成柿の一部、大字曾大根の一部、曾大根一丁目の一部、大字秋吉の一部及び大字奥田の一部。ただし、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則（平成十六年十二月奈良県規則第二十三号。以下「規則」という。）第三条第四号に掲げるものを除く。
桜井市	大字橋本の一部、大字池之内の一部及び大字生田の一部。ただし、規則第三条第四号に掲げるものを除く。
葛城市	新在家の一部、染野の一部、中戸の一部、弁之庄の一部、笛堂の一部及び竹内の一部。ただし、規則第三条第四号に掲げるものを除く。
川西町	大字梅戸の一部。ただし、規則第三条第四号に掲げるものを除く。

広陵町	大字寺戸の一部、大字三吉の一部、大字中の一部、大字笠の一部、大字広瀬の一部、大字南の一部、大字弁財天の一部及び大字百済の一部。ただし、規則第三条第四号に掲げるものを除く。
御所市	大字池之内の一部、大字室の一部、大字蛇穴の一部、大字栗阪の一部及び大字小殿の一部。ただし、規則第三条第四号に掲げるものを除く。
明日香村	大字川原の一部及び大字野口の一部。ただし、規則第三条第四号に掲げるものを除く。